

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2022年4月14日

マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして

(2022年3月期)

投資家のみなさまにおかれましては、平素より格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。
マイクロローン事業者ファンドシリーズ（以下、「対象ファンドシリーズ」といいます。）につきまして、運用状況のご報告をさせていただきます。

【本レポートの要旨】

- 本件債務者はロシア事業で得た収益もしくはロシア法人が調達した資金を対象ファンドシリーズの返済に充当する予定を立てておりましたが、一連のロシアおよびウクライナ情勢を受けて、本件債務者ロシア法人がロシア国外の法人に送金することは困難な状況となっております。
- 一方で、本件債務者キプロス法人には十分な余剰資金がないことから、当社は引き続き本件債務者と返済ルートの代替案について協議をしています。
- 足下においてロシアにおける送金インフラ正常化の見通しが不透明な状況を鑑み、対象ファンドシリーズにつきましては、2022年1月期当初満期予定の対象ファンドおよび2022年2月期当初満期予定の対象ファンドを分配停止とさせていただきます。また、2022年3月期当初満期予定以降、運用中のすべての対象ファンドの契約期間を2023年3月まで延長させていただきました。なお、この延長期間中に分配を実施することが可能となった場合、投資家のみなさまへその旨改めてご連絡いたします。

クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」といいます。）が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者のグループ会社である Crowdfund Estonia OÜ（以下、「本営業者グループ会社」といいます。）に貸付け、本営業者グループ会社はこの借入金を原資として本件債務者である IDF Holding Limited（ロシア、カザフスタンで個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社。以下、グループを総称して、または持ち株会社を個別に、「IDF社」といいます。）に貸付けを行いました。

【対象ファンドシリーズのこれまでの状況】

上記において、2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定しておりました対象ファンドにつきまして、最長6か月の契約期間の延長を行いました^{*1}。その後、IDF社は本営業者グループ会社に対し、契約期間延長後の期日通りに契約期間延長分の利息を含めた元本および利息の返済を行ってまいりました。これにより、2020年10月期（同年11月払い）の分配によって当初満期2020年4月期の対象

ファンドが、また、2020年11月期（同年12月払い）の分配によって当初満期2020年5月期および2020年6月期の対象ファンドが、それぞれ償還を迎えました。

なお、2020年10月期（同年11月払い）の分配以降は、対象ファンドシリーズの平等性の観点から、延長後の経過期間が長い対象ファンドより順次分配を行わせていただいています*2。

一方で、2020年12月に入り、本営業者グループ会社はIDF社より、同社の足元の資金流動性が、①上記の契約期間延長により定めた返済および②今後訪れる当初満期の返済を同時に履行するのに十分ではないため、毎月の返済および経過利息（当初満期までの利息に加え、延長期間中に発生する利息も含む）の支払いは継続するものの、毎月の返済金額を一定の範囲内に抑えたい旨の要請を受けました。かかる要請に対し、本営業者グループ会社は、IDF社の経営陣等との電話会議等を通して確認した情報を精査したうえで、IDF社の要請を受け入れることとし、IDF社から本営業者グループ会社へのローン返済スケジュールを見直すことになりました。これに伴い、本営業者は、対象ファンドシリーズの分配スケジュールを再度変更し*3、2020年12月期（2021年1月払い）以降の分配につきましては、本営業者グループ会社がIDF社より受領した一定の範囲内に抑えた返済金額を原資として、順次分配を実施しております*4。

*1 2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定していた対象ファンドを延長した経緯につきましては、下記【補足：2020年9月期以前の延長経緯】をご覧ください。

*2 詳しくは2020年11月16日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ延長解消に向けて（2020年10月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1240/17>）。

*3 詳しくは2021年1月18日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして（2020年12月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1367/17>）。

*4 直近の分配状況につきまして、詳しくは2022年3月14日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして（2022年1月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/2197/17>）。

【対象ファンドシリーズにおける今回のご報告内容】

2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻を受け、日米欧をはじめ各国がロシアに対する一連の金融制裁を発表しています。主な制裁措置として、国際的な資金決済網である国際銀行間通信協会（SWIFT）からの一部大手銀行の除外、ロシア中央銀行の外貨準備の凍結、プーチン大統領や同政権を支える新興財閥の幹部を対象とする資産凍結などが挙げられます。

IDF社はキプロスに籍を置きますが、キプロスにおける事業は行っておらず、ロシアおよびカザフスタンに所在する傘下事業法人が行っているロシア国内の貸付事業や回収事業がグループ全体の収益の過半を占めています。これを前提としてIDF社はロシア事業で得た収益もしくはIDF社ロシア法人が調達した資金を対象ファンドシリーズの返済に充当する予定を立てておりましたが、IDF社ロシア法人がロシア国外の法人に送金することは困難な状況となっています。また、IDF社キプロス法人には十分な余剰資金がないことから、当社は引き続きIDF社と返済ルートの代替案について協議をしております。

す。

足下においてロシアにおける送金インフラ正常化の見通しが不透明な状況を鑑み、対象ファンドシリーズにつきましては、2022年1月期当初満期予定の対象ファンド（別表「A」欄参照）および2022年2月期当初満期予定の対象ファンド（別表「B」欄参照）を分配停止とさせていただきます。また、2022年3月期当初満期予定の対象ファンド（別表「C」欄参照）、2022年4月期当初満期予定の対象ファンド（別表「D」欄参照）、2022年5月期当初満期予定の対象ファンド（別表「E」欄参照）、および2022年11月期当初満期予定の対象ファンド（別表「F」欄参照）の契約期間を2023年3月まで延長させていただきます^{*5}。なお、この延長期間中に分配を実施することが可能となった場合、投資家のみなさまへその旨改めてご連絡いたします。

本営業者としましては、引き続き一連のロシアおよびウクライナ情勢を受けての影響の態様、規模および時期の把握に努め、分配方針の検討を含め適切に対応してまいります。

*5 詳しくは2021年3月24日付「マイクロローン事業者ファンド2022年3月期」をご覧ください

(<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/2200/1>)。

【補足：2020年9月期以前の延長経緯】

2020年4月22日、本営業者グループ会社はIDF社より、2020年4月期分配の原資となるローンの元本返済期限延期を希望する申し出を受領しました。これは、IDF社が貸付事業を行うロシアおよびカザフスタンにおいて、それぞれの国で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を背景とした政府令（モラトリアム施策）が出され、民間の融資の返済については一定期間払いを停止し、元本の返済期限を延期するよう要請されたことを踏まえて、IDF社が手元流動性を確保するための申し出であり、本営業者グループ会社はこれを承諾しました。

その後、IDF社は、ロシアではモラトリアム施策の影響をあまり受けなかったものの、カザフスタンでの債権回収において、小さくない影響を受けました。このため、本営業者はIDF社より、再度、元本返済期限の延期を希望する申し出を受けました。本営業者は上記2か国の政府令の影響やIDFの債権回収状況を確認のうえ、2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定していた対象ファンドシリーズにつきまして、最長6か月間の延長を行いました。

なお、IDF社がカザフスタンでの債権回収で小さくない影響を受けた背景には、同国では2020年6月15日にモラトリアム施策が終了したものの、その適用申請者がロシアと比べて広範に及んだこと、および、2020年7月下旬から同年8月17日にかけて主要都市で二度目のロックダウン（都市封鎖）が行われたことがあります。

投資家のみなさまにおかれましては、引き続きご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【別表】

A	【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 54 号 【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 56 号
B	【円建て】マイクロローン事業者ファンド 38 号 【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 58 号
C	【円建て】マイクロローン事業者ファンド 40 号 【円建て】マイクロローン事業者ファンド 42 号
D	【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 70 号
E	【借換】【円建て】マイクロローン事業者ファンド 59 号 【借換】【円建て】マイクロローン事業者ファンド 61 号
F	【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 71 号 【借換】【ロシアルーブル建て】マイクロローン事業者ファンド 72 号

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016 年 3 月

【資本金】 1,000,000 円

【住 所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号